

**保育所等において子ども・保育士等に新型コロナウイルス感染症が
発生した場合等の対応について（ガイドライン）**

<第3版>

令和3年（2021年）4月

横須賀市こども育成部

～はじめに～

1. 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず、表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効であるし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれているので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染経路について

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。（世界保健機関（WHO）は、一般に、5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶと報告している。）

「飛沫感染」とは：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言う。

「接触感染」とは：感染者がくしゃみや咳を手で押された後、その手で周りの物に触るとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。

世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大72時間、ポール紙では最大24時間生存するなどとしている。

3. 新型コロナウイルスに感染した人から感染する可能性のある期間は？

一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられている。

しかし、新型コロナウイルスでは、発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人へ感染させる可能性があるとされている。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性がある。

新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる事例は、全体の2割以下と考えられるが、マスク無しの会話や3密（密閉・密集・密接）が感染拡大リスクとなっている。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切である。

※ マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっている。

4. 濃厚接触者とは

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている人を指す。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと、2. 時間の長さである。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった人々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断する。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なる。

そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況を聴き取って判断する。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってもらうこととなる。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した人と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてもらうこととなる。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としている。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した人と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってもらうこととなる。

～参考：厚生労働省ホームページ 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）令和3年4月1日時点版～

5. 健康観察期間とは

一般的には、健康観察期間の終了日は、患者の感染可能期間内に患者と接触した最終日の翌日から14日後と言われている。なお、検査結果が陰性であっても、健康観察期間は14日間となる。（潜伏期間が最長14日間のため）

[例] 患者の感染可能期間の最終接触：2月1日の場合

健康観察期間の終了日：2月15日となる

目 次

1. ガイドラインの目的 ······	1
2. 保護者等に対する事前の周知と協力の依頼 ······	1
(1) 登園前の健康状態の確認 ······	1
(2) 衛生管理 ······	1
(3) 子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告 ······	1
(4) 臨時休園等への備え ······	1
(5) 保育料等の減免の取り扱い ······	2
(6) 人権への配慮について ······	2
3. 保育所等が日常的に行う基本的な感染予防対策 ······	3
(1) 健康観察の徹底 ······	3
(2) 基本的な感染予防対策 ······	3
4. 保育所等における感染症陽性者発生時の消毒方法 ······	6
5. 公立保育園における新しい生活様式に基づく保育生活の参考事例（日常生活におけるソーシャルディスタンスの確保） ······	7
6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応 ······	9
(1) 子ども・保育士等が感染したことの連絡 ······	9
(2) 保健所が実施する疫学調査への協力 ······	9
(3) 休園と消毒の取り扱い ······	10
(4) 市への報告（感染者が発生したことの第一報） ······	10
(5) 休園の有無、休園期間、消毒時期等の決定 ······	10
(6) 保護者等への情報提供及び依頼 ······	10
(7) 感染した子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い ······	11
(8) 市への報告（疫学調査の結果や今後の対応など） ······	12
(9) クラスター発生予防のためのP C R検査等の一斉検査等の相談 ······	12
(10) 感染した子ども等の保育料の減免に関する具体的な手続き ······	12
7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応 ······	13
(1) 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡 ······	13
(2) 開園の取り扱い ······	13
(3) 市への報告（感染者の濃厚接触者が確認されたことの第一報） ······	13
(4) 濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る） ······	14
(5) 濃厚接触者に特定された子どもが登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い ······	15
(6) 濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のP C R検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告 ······	15

(7) 濃厚接触者に特定された子どもの保育料の減免に関する具体的な手続き	16
8. 子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応	17
(1) 子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがあることの連絡	17
(2) 開園の取り扱い	18
(3) 市への報告（発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がP C R検査等を受けることとなったことの第一報）	18
(4) 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がP C R検査等を受けることを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）	19
(5) 発熱等による感染の疑いのある子どもが登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い	20
(6) 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等のP C R検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告	20
9. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合の対応	21
(1) 子ども・保育士等の同居の家族等が感染したことの連絡	21
(2) 開園の取り扱い	22
(3) 市への報告（同居の家族等が感染したことにより、子ども・保育士等が濃厚接触者に特定されたことの第一報）	22
(4) 同居の家族等が感染したことにより、子ども・保育士等が濃厚接触者に特定されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）	22
(5) 子ども（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い	22
(6) 子ども・保育士等（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）のP C R検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告	22
(7) 子ども（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）の保育料の減免に関する具体的な手続き	22
10. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応	23
(1) 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡	23
(2) 開園の取り扱い	23
(3) 市への報告（子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの第一報）	24
(4) 子ども（同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された者）が保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料等の取り扱い	24
(5) 子ども・保育士等の同居の家族等（感染者の濃厚接触者）のP C R検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告	24
11. 子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応	25
(1) 子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがあることの連絡	25

(2) 開園の取り扱い	26
(3) 市への報告（子ども・保育士等の同居の家族等が発熱等による感染の疑いにより、 P C R 検査等を受けることになったことの第一報）	26
(4) 子ども（同居の家族等が発熱等による感染の疑いにより、P C R 検査等を受けることにな った者）が保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料等の取り扱い	27
(5) 子ども・保育士等の同居の家族等のP C R 検査等の結果が判明した場合の対応と 市への報告	27

【参考資料】

◇ 通知文① コロナ発生（休園する場合）	28
◇ 通知文② コロナ発生（休園しない場合）	29
☆ 新型コロナウイルス感染症発生時等の対応（簡易版）【A 子ども・保育士等】	30
☆ 新型コロナウイルス感染症発生時等の対応（簡易版）【B 子ども・保育士等の同居の家族等】	31
□ 6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応（フロー）	32
□ 7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応（フロー）	33
□ 8. 子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合 を除く）の対応（フロー）	34
□ 9. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合の対応（フロー）	35
□ 10. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された場合 の対応（フロー）	36
□ 11. 子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者 である場合を除く）の対応（フロー）	37

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、市内の保育所等（公立・私立の認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設）において、新型コロナウイルス感染症に、子ども・保育士等が感染した場合や子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、さらに、子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合や感染者の濃厚接触者に特定された場合などに、市内の保育所等が臨時休園措置の判断や保護者等に対する情報提供を行う際の参考となる考え方や内容などを示すことで、適切な対応を行えるようにすることを目的として、作成する。

なお、本ガイドラインにおける保育料や給食費の取り扱いについては、認可外保育施設には適用されないため、各認可外保育施設の実情に応じて、個別の取り扱いを定めて差し支えないものとする。

2. 保護者等に対する事前の周知と協力の依頼

市及び保育所等は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、当該感染症が発生した場合等の対応を適切に行えるようにすることを目的として、あらかじめ保護者等に対して、次の事項を周知し、協力を依頼しておくこととする。

(1) 登園前の健康状態の確認

登園前の検温を実施し、発熱・呼吸器症状がある場合は、保育所等に状況を報告し、保育所等への通園を控えてもらいたいこと。

(2) 衛生管理

家庭での手洗い、うがいの徹底に加え、子ども・保護者等とも、保育所等の建物等の入退出時に手指の消毒等を行ってもらいたいこと。

(3) 子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告

- ア 感染の疑いがある段階でも、早めに保育所等へ情報提供してもらうことで、保育所等が休園時等の具体的な対応を準備することができるため、発熱等の症状や濃厚接触により感染が疑われる場合やPCR検査等を受検することになった場合は、検査結果を待つことなく、在籍する保育所等に早めに連絡してもらいたいこと。（保育所等は、休日など、園の休園中の連絡先を保護者等に周知しておくこととする）
- イ 検査の受検状況などは重要な個人情報であるため、当人の意に反して保育所等が外部に漏らすことはないこと。

(4) 臨時休園等への備え

- ア 在籍する保育所等において感染が確認された場合は、原則として、臨時休園となること。
- イ 臨時休園となった場合の緊急時の子どもの受け入れ（感染者と濃厚接触者は除く）については、市で確保できたとしても、安全性の確保等を考慮すると非常に限られた人数とならざるを得ないため、各保護者等での「いざという時」の預け先の確保等の備えをお願いしたいこと。
- ウ 臨時休園の有無に関わらず、子どもが濃厚接触者となったときは、PCR検査等の結果が陰性となった場合であっても、感染者との最終接触日から2週間程度は登園を行うことができないため、各保護者等において、自宅等での養育をお願いしたいこと。

(5) 保育料等の減免の取り扱い

保育料については、下記のアからウのいずれかに該当する場合に、日割り減免の対象となること。

また、給食費については、食材費を計画的に購入しており、月額収支を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

なお、市の要請・同意、医療機関や保健所の指示などによることなく、保護者等の判断により登園自粛したときは、保育料及び給食費とも、日割り減免の対象とはならないこと。

ア 感染拡大防止のため、保育所等が臨時休園するとき

* 子ども全員について、臨時休園期間が保育料の日割り減免の対象となる。

イ 感染した子どもが、市の要請・同意、医療機関や保健所の指示などにより登園を行わないとき

* 当該子どもについて、感染が判明した日から症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまでの期間（療養が終了するまでの期間）が保育料の日割り減免の対象となる。

* なお、当該子どもが、感染の疑いがあるなどの理由により、感染拡大防止のため、感染が判明した日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができます。

ウ 感染者の濃厚接触者に特定された子ども（同居の家族等の感染により濃厚接触者に特定された場合を含む）が、市の要請・同意、医療機関や保健所の指示などにより登園を行わないとき

* 当該子どもについて、濃厚接触者として特定された日から健康観察期間終了日までの期間が保育料の日割り減免の対象となる。

* なお、当該子どもが、感染者の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、濃厚接触者に特定された日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができます。

(6) 人権への配慮について

誰もが感染者、濃厚接触者となる可能性があるため、感染した人やその家族、濃厚接触者、治療にあたっている医療スタッフとその家族への不当な差別、偏見、いじめ、SNS等による誹謗中傷などを行わないようお願いしたいこと。

3. 保育所等が日常的に行う基本的な感染予防対策

(1) 健康観察の徹底

ア 家庭での健康観察

- * 登園前に園児及び送迎者に毎朝の検温等の結果をお便り帳等に記録してもらう。
- * 発熱等風邪の症状がみられる場合は、完全に回復するまで（解熱後24時間の自宅観察）休養すること。

イ 登園後の健康観察

- * お便り帳等の検温結果を確認するとともに視診、触診による健康観察を行い、普段と様子が違う場合は検温し、37.5°C度以上の発熱がある場合や発熱がなくても、症状によっては保護者へ連絡し、自宅で休養するように依頼する。

ウ 職員の健康観察等の徹底

- * 毎朝の検温と体調についての確認と記録。
- * 発熱等の風邪の症状（発熱37.5°C以上、呼吸困難、のどの痛み、咳、鼻水等）がみられる場合は、自宅で休養する。症状が続く場合は、保健所、医療機関に相談する。

(2) 基本的な感染予防対策

ア 手洗いの方法

- * ウィルスは水で洗い流すことでかなり数を減らすことができる。石鹼と流水による手洗いをすることが最も重要であることから、習慣となるよう指導する。
- * 手を拭くハンカチやタオル等は共用せず、個人持ちとする。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことでの
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い	残存ウイルス	
手洗いなし	約100万個	
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.001% (数十個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸

厚生労働省

厚労省



検索

イ 手指消毒の方法

- * 手洗いがすぐにできない状況では、アルコール消毒液も有効とする。
- * 消毒用エタノールなどを約3ml手にとり、手洗いと同様に爪、指の間、親指、手首を忘れずにしっかり擦り込む。（消毒用エタノールなどのワンプッシュは2～3ml）

ウ 咳エチケットの徹底

- * 咳やくしゃみの飛沫による感染症を他人に感染させないために、個人が咳・くしゃみをする際にマスクやティッシュ・ハンカチ・袖を使って口や鼻をおさえることが大切である。

3つの正しい咳エチケット

1.マスクを着用する。	2.ティッシュ・ハンカチなどで口や鼻を覆う。	3.上着の内側や袖（そで）で覆う。
マスクをつけるときは取扱説明書をよく読み、正しくつけましょう。 鼻からあごまでを覆い、隙間がないようにつけましょう。	口と鼻を覆ったティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てましょう。	

エ マスク・フェイスシールドについて

- * マスクについては、職員、保護者の着用を徹底する。
- * 園児については、必要に応じて着用とする。
- * フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ感染予防効果が弱いのでフェイスシールドを使用する場合はマスクも着用する。

④ マスクやフェイスシールドの効果

対策方法	なし	マスク	フェイスシールド	マウスシールド
吐き出し飛沫量	100%	不織布 布マスク ウレタン	20% 18～34% 50%*	80% 90%*
吸い込み飛沫量	100%	30% 55～65%* 60～70%*	小さな飛沫に対しては効果なし (エアロゾルは防げない)	

*豊橋技術科学大学による実験値

オ 換気の徹底

- * 冬場は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を徹底して実施する。
- * 空気清浄機や加湿器等の使用時においても気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに換気を徹底して実施する。
- * 定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効である。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的である）も併せて行うこと。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要である。

4. 保育所等における感染症陽性者発生時の消毒方法

ア 園内の消毒箇所

- * 基本的には園内すべて
- * すべての教室、職員室、休憩室、門扉のドアノブ付近、玄関、ドア、ドアノブ、壁、床棚、置物等、テーブル、いす、ロッカー、おもちゃ、給水場所の蛇口、下駄箱、上履きの裏等。特に感染者の発生したクラス及びロッカーなどは、念入りに行う。
ただし、明らかに入室していない教室等については、消毒の必要はなしとする。
- * トイレ（流水レバー、便器のフタ、ドアノブ等）については、教室内のものとは別の拭きもので消毒を行う。
- * 給食室については、基本的に入らないこととなっているため、給食が出来上がったものを受け渡す場所の給食室内側については、調理員がアルコール消毒を行う。
給食室外側の引き戸等は、次亜塩素酸ナトリウム液で消毒を行う。
感染者本人が検食等にて給食室内に入った場合は、調理室内すべて次亜塩素酸ナトリウム液で消毒作業を行う。
- * おもちゃは、乳児がさわるものについては、調理用アルコールにて消毒を行う。

イ 消毒の際の身支度

- * 使い捨てマスク、使い捨てエプロン、使い捨て手袋、使い捨てヘアキャップ、使い捨て足カバー等を使用（足カバーについては、ヘアキャップ代用可）
- * 消毒の際、着ていた衣類については通常の洗濯にて対応可能。

ウ 消毒の仕方について

- * 次亜塩素酸ナトリウム 0.05% 溶液を用意する。
次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し濃度が低下していくため、ハイターの場合、購入から 3か月以内は水 1L に 10ml（商品付属のキャップ 1/2 杯）、3か月以降は水 1L に 25ml（商品付属のキャップ 1 杯）が目安となる。
- * 次亜塩素酸ナトリウム液で、消毒箇所を拭き、10 分後水拭きをする。

エ 片付け

- * 使い終わったペーパータオル、使い捨ての布等は、二重にしたごみ袋に入れて廃棄する。
- * 消毒が終了したら、手袋・マスクの順に外して二重にしたごみ袋に入れて廃棄する。
すべての作業が終わったら、入念に手洗いをする。

5. 公立保育園における新しい生活様式に基づく保育生活の参考事例（日常生活におけるソーシャルディスタンスの確保）

下記内容を参考にして各園で取り組みを進めてください。

ア 家庭での健康観察

イ 登園後の健康観察

ウ 園児のマスク着用

- * 年長児のみ必要に応じて着用（行事の参加と就学に向けて）

エ 園児の手洗いとうがい

- * 登園時、保護者と共に手洗いとうがいの実施（3～5歳児）。

- * 外遊び、トイレの後、昼食、おやつの前等、必要時に職員が付き添い手洗いの実施。

- * 園児については、アルコール消毒ではなく、石けんでの手洗いを基本としている。

オ 遊びの場面

- * 晴天時は、密にならないよう室外と室内に分散する場合あり。

- * 室内では、できるだけ密をさけるようにコーナーを設ける。机上遊びは、4人掛けテーブルの場合、1テーブル2人までとする。

カ 食事の場面

- * 机は職員が食前に消毒液入りのペーパーで拭く。

- * 時間差で食事をとっている。

- * 机上にパーテーションを置く（1テーブル2人）。

- * パーテーションを置かない園は、向き合わず同じ方向にて食事をする。

- * 随時オープンにしていたランチルームを2部制とし、必ず消毒済みのテーブル・椅子を使用する。

- * 食事中の会話は控えるように指導している。

- * 保育士は、園児から1メートル以上離れた場所で交代にて食事をとる。

キ 昼寝の場面

- * 布団と布団の間を広くとり、頭同士が近づかないような配置で布団を敷いている。

ク おもちゃの消毒

- * 乳児：毎日消毒（調理用アルコール使用）

- * 幼児：おもちゃを3つに分けてローテーション制（コロナウイルスは24～72時間で死滅するとのことなので、3日ごとに提供し、次亜塩素酸水で消毒している）

ケ 保護者（送迎）の対応

- * 登園時は、園児と共に手洗い。降園時は、保護者にアルコール消毒をしてもらう。

- * 送迎時、小学生以上の兄弟は玄関で待つようにしてもらう。

- * 室内に入らず玄関で受け入れをしている。

- * なるべく園舎内に入らずにすむよう、持ち物等の置く場所を変更した。

コ 保護者（行事）の対応

- * 収容人数を少なくするためクラス別の行事とし、規模の大きい行事については、保育人数の少ない土曜日とした。
- * 2週間前からの十分な健康管理をするとともに、人数制限、検温、手指消毒、マスク着用、スリッパの貸し出しの際は消毒をする。または、貸し出しをしない。（基本的には、持参してもらう）
- * 内容の縮小及び時間短縮
- * 懇談会の中止

サ 保育士実習生の対応

- * 2週間前からの行動記録、健康観察記録の提出をしてもらっている。
- * 実習中も公立保育園共通書式にて健康管理、検温、行動記録の記入。
- * 食事は休憩時間に、別室で食べる。

シ 来園者（業者等）の対応

- * 園舎内に入室する来園者は、検温と手指消毒の徹底。（業者等）

ス 職員の休憩

- * 2か所に分かれて休憩し、一人ずつ距離をとり同じ方向を向くようにしている。

セ その他

- * 保育室内、トイレ、階段手摺、洗面所などの消毒については、遅番の職員が行っている。
- * 集会等の保育は控え、少人数での会の実施としている。
- * 休憩室での更衣は5分程度とし、一度に入室できるのは、1～3人までとしている。

6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応

(1) 子ども・保育士等が感染したことの連絡

保育所等は、保護者等から子ども（もしくは保育士等から自分）が、新型コロナウイルスに感染したこと、または、保健所から保育所等に通う子ども（もしくは保育所等に勤務する保育士等）が、新型コロナウイルスに感染したことの連絡を受け、当該感染者の発熱等の症状の有無、入院予定や自宅待機の状況などの情報について、聞き取りをするものとする。

【感染した子ども・保育士等について】

- ※ 感染した子ども・保育士等については、医療機関や保健所の指示に従い、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまでの期間（療養が終了するまでの期間）、登園や出勤等を行わないものとする。
- ※ 感染した子ども・保育士等は、入院や自宅療養等の具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うものとする。
- ※ 感染した子どもが、医療機関や保健所の指示に従い登園を行わない期間中（感染が判明した日から療養が終了するまでの期間中）の保育料や給食費の取り扱いは、次のとおりとする。
 - * 保育料については、日割り減免の対象となる。なお、当該子どもが、感染の疑いがあるなどの理由により、感染拡大防止のため、感染が判明した日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて日割り減免の対象とすることができる。
 - * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

(2) 保健所が実施する疫学調査への協力

感染症発生時には、保健所が疫学調査を実施し、感染症発生の状況や動向、原因を明らかにすることとなっている。

疫学調査の内容は、患者本人の症状や施設全体の状況把握（①日時別、フロア・部屋別の発生状況 ②受診状況、診断名、検査結果、治療内容 ③普段の健康観察結果との比較）などとなる。

保健所が新型コロナウイルス感染症の疫学調査のために保育所等に提供を依頼する資料は、一般的には、次のとおりとなっている。

このため、発生時の状況把握と対策の検討を円滑に行うことができるよう、これらの資料を平常時から準備しておき、保健所からの依頼があった場合に、すみやかに提供できる体制を構築しておくことが望ましい。

【新型コロナウイルス感染症の疫学調査の際に提供を依頼される資料】

- * 保育所等の見取り図（全体図、フロア別に部屋や区分が分かる図）
- * 園児数・職員数の一覧表（部門や部屋ごとに定員・園児数等が分かる表）
- * 日々の園児の出席簿・職員の出勤簿
- * 園児・職員の日々の健康観察の記録 など

(3) 休園と消毒の取り扱い

保育所等は、原則として、休園とし、消毒等を行うものとする。

ただし、感染した子ども・保育士等が発症2日前の日以降に登園や出勤等をしていないため、保育所等の関係者に濃厚接触者がいないなどの理由により休園の必要がない場合には、休園しないものとする。

(4) 市への報告（感染者が発生したことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所について、保育課（電話 046-822-9004）]へ感染者が発生したこと、感染者の人数や属性（子ども・保育士等、年齢、性別）、最後に登園や出勤した日、この時点で保健所の疫学調査等により判明している感染者の濃厚接触者の有無、濃厚接触者の人数とPCR検査等の実施状況などの情報を報告するものとする。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

* 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

(5) 休園の有無、休園期間、消毒時期等の決定

保育所等は、子ども・保育士等の登園や出勤等の状況、活動場所の範囲、他者との接触の状況などを踏まえ、保健所等からの指導・助言（感染が判明した当日及びその日以降の保育等における感染防止対策の留意点などを含む）により、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期（消毒は、必要に応じて保健所の指導・助言を受けて、保育所等が行う）などを決定するものとする。

なお、保育所等が休園等の判断に迷う場合は、幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）と協議するものとする。

(6) 保護者等への情報提供及び依頼

保育所等は、感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供及び依頼を行うものとする。

なお、保育所等が以下の情報提供及び依頼を行うにあたっては、個人情報に配慮する観点から、情報提供を行う前に、感染した子どもの保護者等や保育士等に対し、通知文①または通知文②の文案を示すなどの方法により、その内容について十分に説明しておくこととする。

[休園する場合に情報提供すべき内容] (参考例：P28 通知文①)

ア 保育所等において新型コロナウイルス感染症の発生が判明したこと

イ 休園すること

ウ この時点での休園予定期間（再開予定日）

* その後のPCR検査等の実施により新たな感染が判明したときは、当初の予定より休園期間が延長される場合もある。

- エ 感染症の発生が判明した日（保護者等への情報提供日）当日の「できるだけ早い時間での保護者等による子どものお迎えへの協力」の依頼
 - * 保護者等にできるだけ早くお迎えに来てもらうことで、子どもへの感染拡大のリスクを低下させるとともに、消毒作業等の感染拡大防止対策を早期に行えるようにする。
 - * やむを得ず、保護者等によるお迎えが通常の時間になってしまう場合には、保育所等において適切な感染防止対策を実施したうえで、保護者等が迎えに来るまでの間、保育等を行う。
- オ 休園期間中の健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
- カ 休園期間中の保育料や給食費の取り扱い
 - * 休園期間中の保育料については、日割り減免の対象となること。
 - * 休園期間中の給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

[休園しない場合に情報提供すべき内容] (参考例 : P29 通知文②)

- ア 保育所等において新型コロナウイルス感染症の発生が判明したこと
- イ 休園しないこと
- ウ 休園を必要としない理由
- エ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
- オ 保護者等の判断による登園自粛
 - * 保護者等の判断により、登園を自粛してもらっても、差し支えないこと。
- カ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料や給食費の取り扱い
 - * 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割り減免の対象とならないこと。

(7) 感染した子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、感染した子ども及び感染者の濃厚接触者に特定された子どもについて、医療機関や保健所の指示により登園を行わないとなる期間が2週間程度とされていることを踏まえ、当該子どもの保護者等に対して、当該登園を行わない期間中の保育料や給食費に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、通知文①または通知文②の内容に追記する、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、日割り減免の対象となること。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

(8) 市への報告（疫学調査の結果や今後の対応など）

保育所等は、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期、保健所の疫学調査により感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の人数とPCR検査等の実施状況などの情報や今後の保育所等の対応について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]へ報告するものとする。

また、保育所等は、後日、濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が出た場合には、その結果やそれに応じた保育所等の対応について、同様に報告するものとする。

(9) クラスター発生予防のためのPCR検査等の一斉検査等の相談

保育所等は、臨時休園に伴い、子ども（感染した子ども及び濃厚接触者となった子どもを除く）の保護者等から感染の不安の解消等のため、PCR検査等の実施の希望が相当程度あった場合には、その希望の状況を幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]に報告し、対応について相談するものとする。

幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）は、クラスター発生予防のための検査という観点から、当該子どもに対するPCR検査等の一斉検査の実施について、保健所と協議するものとする。

(10) 感染した子ども等の保育料の減免に関する具体的な手続き

保育所等は、子ども全員の休園期間中及び感染した子どもや感染者の濃厚接触者に特定された子どもが医療機関や保健所の指示により登園を行わなかった期間中の保育料の減免に関する具体的な手続きについて、後日、保育課と協議するものとする。

7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡

保育所等は、保護者等から子ども（もしくは保育士等から自分）が、感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡を受け、感染者の感染が判明した時期、濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の発熱等の症状の有無、感染者と接触した時期、PCR検査等の実施状況、感染の有無の判明する時期などの情報について、聞き取りをするものとする。

【感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等について】

- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等については、医療機関や保健所の指示に従い、濃厚接触者に特定された日からPCR検査等により感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）及びその後の健康観察期間、登園や出勤等を行わないものとする。
なお、当該子ども・保育士等がPCR検査等の結果、陽性となった場合（感染していた場合）は、
<6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応> の手順に従い行動するものとする。
- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等は、自宅での健康観察などの具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うものとする。
- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子どもが、医療機関や保健所の指示に従い登園を行わない期間中（濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで）の保育料や給食費の取り扱いは、次とおりとする。
 - * 保育料については、日割り減免の対象となる。なお、当該子どもが、感染者の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、濃厚接触者に特定された日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて日割り減免の対象とすることができる。
 - * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

(2) 開園の取り扱い

保育所等は、原則として、休園しないものとする。

(3) 市への報告（感染者の濃厚接触者が確認されたことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]に対して、感染者の濃厚接触者が確認されたこと、濃厚接触者の人数や属性（子ども・保育士等、年齢、性別）、最後に登園や出勤した日、PCR検査等の実施状況、感染の有無が判明する時期などの情報を報告するものとする。

(4) 濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）

～ 感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る） ～

- 保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の発熱等の症状の有無、登園や出勤等の状況、活動場所の範囲、他者との接触の状況、地域の感染症のまん延状況などを踏まえ、今後の感染症のまん延防止に関する保健所等からの助言等（保育所等が必要に応じて求めるものとする）も参考として、感染のリスクを軽減するため必要と判断した場合には、感染者の濃厚接触者に特定された子どもの保護者等や保育士等の同意を必ず得ることを条件として、感染者の濃厚接触者の個人情報を十分配慮したうえで、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供等を行うことも可能とする。

ただし、保護者等へ情報提供等を行うにあたっては、子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合であっても、発熱等の症状がなく、かつ、当該濃厚接触に係る感染者の発症2日前の日以降に登園や出勤等をしていないなど、保育所等の関係者に感染させる恐れがないときは、当該濃厚接触者が2週間程度登園や出勤等を行わないことにより、個人が特定されてしまう可能性があることにも十分に留意して、その必要性を判断することとする。

- ア 保育所等において新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が確認されたこと。
 - イ 休園しない理由
 - ウ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
 - エ 保護者等の判断により、登園を自粛してもらっても差し支えないこと。
 - * この情報提供日当日において、できるだけ早い時間での保護者等による子どものお迎えをしてもらっても差し支えないことを含む
 - オ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割り減免の対象とならないこと。
- ※ 次の内容及びその他保育所等が必要と考える内容の情報提供については、保育所等の実情に応じて、適宜判断するものとする。
 - * 濃厚接触者の感染の有無について、検査の結果をすみやかに知らせること
 - * 検査の結果により、濃厚接触者の感染が確認された場合には、別途、園としての対応を知らせること。
- 保育所等が、上記に示す方法により、保育所等において感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等に対して情報提供した場合には、必要に応じて、その内容を幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]へ報告するものとする。

(5) 濃厚接触者に特定された子どもが登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子どもについて、医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなる期間（濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日までの期間）が2週間程度とされていることを踏まえ、当該子どもの保護者等に対して、当該登園を行わない期間中の保育料や給食費に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

* 保育料については、日割り減免の対象となること。

* 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

(6) 濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合、次の対応を行うものとする。

また、その検査等の結果やそれに応じた保育所等の対応について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）【公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）】へ報告するものとする。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

* 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

[陽性の場合（感染していた場合）]

* 保育所等において、感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等に対して情報提供（以下「当該情報提供」という。）していたか否かに関わらず、<6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応> の手順に従い、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期などを決定し、感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、その内容を書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供する。[\(参考例:P28 通知文①またはP29 通知文②\)](#)

なお、保育所等が休園等の判断に迷う場合は、幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）と協議するものとする。

[陰性の場合（感染していなかった場合）]

* 保育所等において、当該情報提供を行っていなかった場合は、保護者等に対して、検査の結果等の情報提供を行う必要はない。

* 保育所等において、当該情報提供を行っていた場合であって、保育所等が必要と判断したときは、保護者等に対し、検査の結果等について、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供するものとする。

(7) 濃厚接触者に特定された子どもの保育料の減免に関する具体的な手続き

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子どもが、医療機関や保健所の指示により登園を行わなかつた期間中の保育料の減免に関する具体的な手続きについて、後日、保育課と協議するものとする。

8. 子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応

（1）子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがあることの連絡

保育所等は、保護者等から子ども（もしくは保育士等から自分）が、概ね 37.5°C 以上の発熱や呼吸器症状など（以下「発熱等」という。）により感染の疑いがあることの連絡を受け、発熱等の症状、医療機関等の受診の有無、医療機関等の診察等の結果による PCR 検査等の実施の有無などの情報について聞き取り、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等の状況を把握しておくものとする。

なお、保育所等は、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等について、登園を控えてもらい、または出勤を行わせない取り扱いとする。

【発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等について（濃厚接触者である場合を除く）】

※ 子ども・保育士等は、発熱等がある場合（感染の疑いがある場合）は、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善するまで、登園や出勤等を行わないものとする。

なお、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意するものとする。

また、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断し、登園や出勤等が可能とされた場合は、その判断に従って対応するものとする。

※ 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等は、医療機関を受診（または帰国者・接触者相談センターに相談）し、PCR 検査等の実施について、その指示に従うものとする。

※ 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等が医療機関等の診察等の結果により PCR 検査等を受けることとなった場合は、検査結果が出るまでの期間についても、引き続き、登園や出勤等を行わないものとする。

※ 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等は、PCR 検査等の結果、陽性となった場合（感染していた場合）は、<6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応> の手順に従い行動するものとする。

なお、陰性となった場合（感染していなかった場合）は、濃厚接触者に特定されているわけではないため、解熱後 24 時間経過し、呼吸器症状が改善していれば、登園や出勤等を行って差し支えないものとする。

※ 発熱等による感染の疑いのある子どもが、登園を行わない期間中の保育料や給食費の取り扱いは、次のとおりとする。

* 保育料については、PCR 検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）ことを踏まえ、原則として、日割り減免の対象としない。ただし、当該子どもが陽性となった場合（感染していた場合）には、療養が終了するまでの期間について、保育料の日割り減免の対象となるものとする。なお、この場合において、当該子どもが、感染の疑いがあるなどの理由により、感染拡大防止のため、感染が判明した日前に登園を行わなかった期間があるときは、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とできるものとする。

* 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

(2) 開園の取り扱い

保育所等は、通常どおり開園するものとする。

(3) 市への報告（発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がPCR検査等を受けることとなったことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]に対して、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がPCR検査等を受けることとなったこと、その人数や属性（子ども・保育士等、年齢、性別）、感染の有無が判明する時期、最後に登園や出勤した日などの情報を報告するものとする。

なお、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がPCR検査等を受ける必要がない場合（自費によりPCR検査等を受ける場合を含む）には、市への報告は行わないものとする。

(4) 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がPCR検査等を受けることを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）

～発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がPCR検査等を受けることを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）～

- 保育所等は、発熱等による感染の疑いによりPCR検査等（医療機関等の診察等の結果によるものに限る）を受ける子ども・保育士等（以下「PCR検査等の受検者」という。）の発熱等の症状の有無、登園や出勤等の状況、活動場所の範囲、他者との接触の状況、地域の感染症のまん延状況などを踏まえ、今後の感染症のまん延防止に関する保健所等からの助言等（保育所等が必要に応じて求めるものとする）も参考として、感染のリスクを軽減するため必要と判断した場合には、PCR検査等の受検者の保護者等や本人の同意を必ず得ることを条件として、PCR検査等の受検者の個人情報に十分配慮したうえで、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供等を行うことも可能とする。

ただし、保護者等へ情報提供等を行うにあたっては、PCR検査等の受検者が確認された場合であっても、発熱等の症状の発症2日前の日以降に登園や出勤等をしていないなど、保育所等の関係者に感染させる恐れがないときは、当該PCR検査等の受検者が2週間程度、登園や出勤等を行わないことにより、個人が特定されてしまう可能性があることにも十分に留意して、その必要性を判断することとする。

- ア 保育所等において、発熱等による感染の疑いによりPCR検査等を受けることとなった者（PCR検査等の受検者）が確認されたこと。
- イ 休園しない理由
- ウ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
- ＊ 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
- エ 保護者等の判断により、登園を自粛してもらっても差し支えないこと。
- ＊ この情報提供日当日において、できるだけ早い時間での保護者等による子どものお迎えをしてもらっても差し支えないことを含む
- オ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割り減免の対象とならないこと。
- ※ 次の内容及びその他保育所等が必要と考える内容の情報提供については、保育所等の実情に応じて、適宜判断するものとする。
- ＊ PCR検査等の受検者の感染の有無について、検査の結果をすみやかに知らせること
- ＊ 検査の結果により、PCR検査等の受検者の感染が確認された場合には、別途、園としての対応を知らせること。
- 保育所等が、上記に示す方法により、保育所等においてPCR検査等の受検者が確認されたことを保護者等に対して情報提供した場合には、必要に応じて、その内容を幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]へ報告するものとする。

(5) 発熱等による感染の疑いのある子どもが登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、発熱等による感染の疑いのある子どもの保護者等に対して、登園を行わない期間中の保育料や給食費に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、P C R 検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）であることを踏まえ、原則として、日割り減免の対象としないこと。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

(6) 発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等のP C R 検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告

保育所等は、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等のP C R 検査等の結果が判明した場合、次の対応を行うものとする。

また、その検査等の結果やそれに応じた保育所等の対応について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]へ報告するものとする。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

[陽性の場合（感染していた場合）]

- * 保育所等において、発熱等による感染の疑いのある子ども・保育士等がP C R 検査等を受けることとなったことを保護者等に対して情報提供（以下「当該情報提供」という。）していたか否かに関わらず、< 6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応 > の手順に従い、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期などを決定し、感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、その内容を書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供する。**(参考例：P28 通知文① または P29 通知文②)**

なお、保育所等が休園等の判断に迷う場合は、幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）と協議するものとする。

[陰性の場合（感染していなかった場合）]

- * 保育所等において、当該情報提供を行っていなかった場合は、保護者等に対して、検査の結果等の情報提供を行う必要はないものとする。
- * なお、保育所等において、当該情報提供を行っていた場合であって、保育所等が必要と判断した場合は、保護者等に対し、検査の結果等について、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供するものとする。

9. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合の対応

(1) 子ども・保育士等の同居の家族等が感染したことの連絡

保育所等は、保護者等から子どもの同居の家族等（もしくは保育士等から自分の同居の家族等）が新型コロナウイルスに感染したことの連絡を受ける。

子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合、当該子ども・保育士等は感染者（同居の家族等）の濃厚接触者に特定されるため、保育所等は、同居の家族等の感染が判明した時期、当該子ども・保育士等の発熱等の症状の有無、感染した同居の家族等と接触した時期、PCR検査等の実施状況、感染の有無の判明する時期などの情報について、聞き取りをするものとする。

保育所等は、9-(2)から9-(7)について、<7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応>の手順に従い対応するものとする。

【子ども・保育士等の同居の家族等（感染者）について】

- ※ 子ども・保育士等の同居の家族等（感染者）は、入院や自宅療養等の具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うこととなる。
- ※ 子どもの同居の家族等（感染者）については、医療機関や保健所の指示に従い、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまでの期間（療養が終了するまでの期間）、保育所等への子どもの送迎を行わないものとする。

【子ども・保育士等（同居の家族等が感染した者）について】

- ※ 同居の家族等が感染した場合は、子ども・保育士等は濃厚接触者に特定されるため、<7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応>の手順に従い行動するものとする。
- ※ 当該子ども・保育士等については、医療機関や保健所の指示に従い、濃厚接触者に特定された日からPCR検査等により感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）及びその後の健康観察期間、登園や出勤等を行わないものとする。
なお、当該子ども・保育士等がPCR検査等の結果、陽性となった場合（感染していた場合）は、<6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応>の手順に従い行動するものとする。
- ※ 当該子ども・保育士等は、自宅での健康観察などの具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うものとする。
- ※ 子ども（同居の家族等が感染したことにより濃厚接触者に特定された者）が、医療機関や保健所の指示に従い登園を行わない期間中（濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで）の保育料や給食費の取り扱いは、次のとおりとする。
 - * 保育料については、日割り減免の対象となる。なお、当該子どもが、同居の家族等の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、濃厚接触者に特定された日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて日割り減免の対象とすることができる。
 - * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額収支を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

(2) 開園の取り扱い

<7-(2) 開園の取り扱い>と同様に、保育所等は、原則として、休園しないものとする。

(3) 市への報告（同居の家族等が感染したことにより、子ども・保育士等が濃厚接触者に特定されたことの第一報）

<7-(3) 市への報告（感染者の濃厚接触者が確認されたことの第一報）>と同様に、保育所等は、市への報告を行うものとする。

(4) 同居の家族等が感染したことにより、子ども・保育士等が濃厚接触者に特定されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）

<7-(4) 濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合（必要と判断される場合に限る）>と同様に、保育所等は、保護者等への情報提供の必要性を判断するものとする。

(5) 子ども（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

<7-(5) 濃厚接触者に特定された子どもが登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い>と同様に、保育所等は、当該子どもの保護者等に対して、保育料等の取り扱いを伝えることとする。

(6) 子ども・保育士等（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）のPCR検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告

<7-(6) 濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告>と同様に、保育所等は、PCR検査の結果に応じた対応を行い、その結果や対応について、市へ報告するものとする。

(7) 子ども（同居の家族等が感染したことにより、濃厚接触者に特定された者）の保育料の減免に関する具体的な手続き

<7-(7) 濃厚接触者に特定された子どもの保育料の減免に関する具体的な手続き>と同様に、保育所等は、保育料の減免に関する具体的な手続きについて、後日、保育課と協議するものとする。

10. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡

保育所等は、保護者等から子どもの同居の家族等（もしくは保育士等から自分の同居の家族等）が感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡を受け、感染者の感染が判明した時期、当該同居の家族等（濃厚接触者）の発熱等の症状の有無、感染者と接触した時期、P C R 検査等の実施状況、感染の有無の判明する時期などの情報について、聞き取りをするものとする。

【子ども・保育士等の同居の家族等（濃厚接触者）について】

- ※ 子ども・保育士等の同居の家族等（濃厚接触者）は、自宅での健康観察などの具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うこととなる。
- ※ 子どもの同居の家族等（濃厚接触者）については、医療機関や保健所の指示に従い、P C R 検査等により感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）及びその後の健康観察期間、保育所等への子どもの送迎を行わないものとする。

【子ども・保育士等（同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された者）について】

- ※ 保育所等は、子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された日からP C R 検査等の結果により、感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）、当該子どもの保護者等や保育士等に対して、必要に応じて、登園自粛や出勤自粛を求めることができるものとする。
なお、同居の家族等がP C R 検査等により感染していることが判明した場合（陽性の結果が出た場合）には、当該子ども・保育士等が感染者（同居の家族等）の濃厚接触者に特定されるため、
<7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応> の手順に従い対応するものとする。
- ※ 子ども（同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された者）が、上記の理由により、保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料や給食費の取り扱いは、次のとおりとする。
 - * 保育料については、同居の家族等のP C R 検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）ことを踏まえ、原則として、日割り減免の対象とはしない。ただし、当該同居の家族等が陽性となった場合（感染していた場合）には、当該子どもが濃厚接触者に特定されるため、当該同居の家族等の感染が判明した日から当該子どもの健康観察期間が終了する日までの期間について、保育料の日割り減免の対象となるものとする。なお、この場合において、当該子どもが、同居の家族等の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、同居の家族等の感染が判明した日前に登園を行わなかった期間があるときは、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができるものとする。
 - * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

(2) 開園の取り扱い

保育所等は、通常どおり開園するものとする。

(3) 市への報告（子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定されたことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）【公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）】に対して、子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定されたこと、感染者の感染が判明した時期、当該同居の家族等（濃厚接触者）の発熱等の症状の有無、感染者と接触した時期、PCR検査等の実施状況、感染の有無の判明する時期、当該子ども・保育士等が最後に登園・出勤した日などの情報を報告するものとする。

なお、本報告の対象となる事案が平日夜間や土日祝日に発生した場合には、子ども・保育士等が感染していないこと、かつ、感染者の濃厚接触者にも特定されていないことを踏まえ、直近の市の開庁日の開庁時間（8時30分から17時15分）に報告することで差し支えない。

(4) 子ども（同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された者）が保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、子ども（同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された者）が保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料や給食費に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、同居の家族等のPCR検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）ことを踏まえ、原則として、日割り減免の対象とはしないこと。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

(5) 子ども・保育士等の同居の家族等（感染者の濃厚接触者）のPCR検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告

保育所等は、子ども・保育士等の同居の家族等（感染者の濃厚接触者）のPCR検査等の結果が判明した場合、次の対応を行うものとする。

また、その検査等の結果やそれに応じた保育所等の対応について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）【公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）】へ報告するものとする。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

[同居の家族等のPCR検査等の結果が陽性の場合（感染していた場合）]

- * <7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応> の手順に従い対応するものとする。

[同居の家族等のPCR検査等の結果が陰性の場合（感染していなかった場合）]

- * 子ども・保育士等は、翌日以降、保育所等に登園・出勤等できるものとする。

11. 子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応

（1）子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがあることの連絡

保育所等は、保護者等から子どもの同居の家族等（もしくは保育士等から自分の同居の家族等）が発熱等による感染の疑いがあることの連絡を受け、当該同居の家族等の発熱等の症状、医療機関等の受診の有無、医療機関等の診察等の結果によるPCR検査等の実施の有無、当該子ども・保育士等の発熱等の症状の有無などの情報について聞き取り、当該同居の家族等及び当該子ども・保育士等の状況を把握しておくものとする。

なお、保育所等は、当該同居の家族等について、保育所等への子どもの送迎を控えてもらう取り扱いとする。

【子ども・保育士等の同居の家族等（発熱等による感染の疑いのある者）について（濃厚接触者である場合を除く）】

※ 子どもの同居の家族等は、発熱等がある場合（感染の疑いがある場合）は、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで、保育所等への子どもの送迎を行わないものとする。

なお、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることに留意するものとする。

また、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断し、自宅待機等の必要性がなく、外出が可能とされた場合は、その判断に従って対応するものとする。

※ 子ども・保育士等の同居の家族等（発熱等による感染の疑いのある者）は、必要に応じて、医療機関を受診（または帰国者・接触者相談センターに相談）し、PCR検査等の実施について、その指示に従うものとする。

※ 子どもの同居の家族等（発熱等による感染の疑いのある者）が医療機関等の診察等の結果によりPCR検査等を受けることとなった場合は、検査の結果により感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）、引き続き、保育所等への子どもの送迎を行わないものとする。

※ 子ども・保育士等の同居の家族等（発熱等による感染の疑いのある者）は、PCR検査等の結果、陽性となった場合（感染していた場合）は、＜9. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合の対応＞の手順に従い行動するものとする。

なお、陰性となった場合（感染していなかった場合）は、濃厚接触者に特定されているわけではないため、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善していれば、保育所等への子どもの送迎を行って差し支えないものとする。

【子ども・保育士等（同居の家族等に発熱等による感染の疑いのある者）について】

※ 保育所等は、子ども・保育士等の同居の家族等（発熱等による感染の疑いがある者）が、医療機関等の診察等の結果により P C R 検査等を受けることとなったときは、当該同居の家族等が P C R 検査等を受けることが決まった日から検査の結果により感染していないことが明らかになるまでの期間（陰性の結果が出るまでの期間）、当該子どもの保護者等や保育士等に対して、必要に応じて、登園自粛や出勤自粛を求めることができるものとする。

なお、同居の家族等が P C R 検査等の結果により感染していることが判明した場合（陽性の結果が出た場合）は、当該子ども・保育士等が感染者（同居の家族等）の濃厚接触者に特定されるため、< 7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応 > の手順に従い対応するものとする。

※ 子ども（同居の家族に発熱等による感染の疑いのある者）が、上記の理由により、保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料や給食費の取り扱いは、次のとおりとする。

- * 保育料については、同居の家族等の P C R 検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）ことを踏まえ、原則として、日割り減免の対象とはしない。ただし、当該同居の家族等が陽性となった場合（感染していた場合）には、当該子どもが濃厚接触者に特定されるため、当該同居の家族等の感染が判明した日から当該子どもの健康観察期間が終了する日までの期間について、保育料の日割り減免の対象となるものとする。なお、この場合において、当該子どもが、同居の家族等の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、同居の家族等の感染が判明した日前に登園を行わなかった期間があるときは、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができるものとする。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならない。

（2）開園の取り扱い

保育所等は、通常どおり開園するものとする。

（3）市への報告（子ども・保育士等の同居の家族等が発熱等による感染の疑いにより、P C R 検査等を受けることになったことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）【公立認可保育所及び家庭的保育事業所について、保育課（電話 046-822-9004）】に対して、子ども・保育士等の同居の家族等が、発熱等による感染の疑いがあることにより、P C R 検査等を受けることになったこと、その人数や属性（子ども・保育士等の同居の家族等、年齢、性別）、発熱等の症状の状況、感染の有無が判明する時期、当該子ども・保育士等の発熱等の症状の有無、最後に登園・出勤した日などの情報を報告するものとする。

なお、当該同居の家族等が医療機関等の診察等の結果により、P C R 検査等を受ける必要がない場合（自費により P C R 検査等を受ける場合を含む）は、市への報告は行わないものとする。

(4) 子ども（同居の家族等が発熱等による感染の疑いにより、PCR検査等を受けることになった者） が保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、子どもの同居の家族等が、発熱等による感染の疑いがあることにより受診等を行った医療機関等の診察等の結果により、PCR検査等を受けることとなった場合は、当該子どもが保育所等の求めに応じて登園自粛した期間中の保育料や給食費に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、同居の家族等のPCR検査等の結果が判明するまでの期間が比較的短い（通常は数日以内）ことを踏まえ、原則として、日割り減免の対象とはしないこと。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割り減免の対象とならないこと。

(5) 子ども・保育士等の同居の家族等のPCR検査等の結果が判明した場合の対応と市への報告

保育所等は、子ども・保育士等の同居の家族等が発熱等による感染の疑いにより受けたことになったPCR検査等の結果が判明した場合、次の対応を行う。

また、その検査等の結果やそれに応じた保育所等の対応について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）]へ報告するものとする。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

[同居の家族等のPCR検査等の結果が陽性の場合（感染していた場合）]

- * <7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応> の手順に従い対応するものとする。

[同居の家族等のPCR検査等の結果が陰性の場合（感染していなかった場合）]

- * 子ども・保育士等は、翌日以降、保育所等に登園・出勤等できるものとする。

令和3年（2021年）月 日

保護者の皆様

○○園長

臨時休園のお願い

月 日に新型コロナウイルス感染症の発生が判明しました
ので、臨時休園についてお知らせします。

感染拡大防止のため

月 日～ 月 日 臨時休園します。

月 日より再開します。

- 本日は、園での必要な感染拡大防止対策を早期に行うことができるよう、できるだけ早い時間でのお迎えにご協力をお願いします。
- その後の P C R 検査等の実施により新たな感染が判明したときは、当初の予定より休園期間が延長される場合もあります。
- 園児・保護者の皆様は、休園期間中の健康観察（検温）を行い、症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合は、主治医などに相談し、必要時に 帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってください。
- 休園期間中の保育料については、日割りして減免されます。
- なお、休園期間中の給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されません。

令和3年（2021年）月 日

保護者の皆様

○○園長

今後の園の開園について

月 日に新型コロナウイルス感染症が発生しましたが、
休園は行わず、通常どおりの開園とします。

【休園しない理由】

○○○○により、休園する必要がないため。

（例）園の消毒作業を実施済みであること、園の関係者に濃厚接触者がいないこと
により、休園する必要がないため。

- 園児・保護者の皆様は、引き続き、健康観察（検温）を行い、
症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合は、主治医などに相談し、
必要時に 帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に
連絡し、その指示に従ってください。
- なお、保護者の皆様のご判断により、登園を自粛していただいても、
差し支えありません（本日、早い時間にお迎えに来ていただいても
差し支えありません）。
ただし、保護者の皆様のご判断により登園自粛した場合の保育料及び
給食費については、日割りして減免されませんので、あらかじめ
ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染症発生時等の対応（簡易版）

【A 子ども・保育士等】

No. 1

対象	感染の状況		No.	市への報告	対応	保育料の日割り減免の対象期間
子ども	感染		①	必要	◇当該子どもは、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまで（療養期間終了日まで）、登園を行わない。 ◇保育所等は、保健所の疫学調査等により濃厚接触者の特定が終了するまで（施設内の消毒が必要とされた場合は、消毒が終了するまで）、原則、臨時休園とする。 ⇒ 保育所等の関係者に濃厚接触者がいないなどの理由により休園の必要がない場合は、休園しない。	[子ども全員] 臨時休園期間 [当該子ども] 感染が判明した日から療養期間終了日まで【注1】
	濃厚接触		②	必要	◇当該子どもは、濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで登園を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ①へ ⇒ 検査結果が陰性の場合、健康観察期間が終了すれば、登園を行って差し支えない。	[当該子ども] 濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日まで【注2】
	発熱等による感染の疑い	未受診・PCR検査等が不要	③	不要	◇当該子どもは、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで登園を行わない。 ⇒ PCR検査等を受けることになった場合 → ④へ	なし
保育士等	PCR検査等の実施決定		④	必要	◇当該子どもは、検査結果が出る日まで登園を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ①へ ⇒ 検査結果が陰性の場合、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善していれば、登園を行って差し支えない。	原則なし 【注1】
	感染		⑤	必要	◇当該保育士等は、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまで（療養が終了する日まで）、出勤を行わない。 ◇保育所等は、保健所の疫学調査等により濃厚接触者の特定が終了するまで（施設内の消毒が必要とされた場合は、消毒が終了するまで）、原則、臨時休園とする。 ⇒ 保育所等の関係者に濃厚接触者がいないなどの理由により休園の必要がない場合は、休園しない。	[子ども全員] 臨時休園期間
	濃厚接触		⑥	必要	◇当該保育士等は、濃厚接触者に特定された日から健康観察期間終了日までを出勤を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑤へ ⇒ 検査結果が陰性の場合、健康観察期間が終了すれば、出勤を行って差し支えない。	—
発熱等による感染の疑い	未受診・PCR検査等が不要	⑦	不要	◇当該保育士等は、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで出勤を行わない。 ⇒ PCR検査等を受けることになった場合 → ⑧へ	—	
	PCR検査等の実施決定	⑧	必要	◇当該保育士等は、検査結果が出る日まで出勤を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑤へ ⇒ 検査結果が陰性の場合、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善していれば、出勤を行って差し支えない。	—	

【注1】 当該子どもが、感染の疑いがあるなどの理由により、感染拡大防止のため、感染が判明した（④により感染が判明した場合を含む）日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができます。

【注2】 当該子どもが、同居の家族等（感染者）の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、濃厚接触者に特定された日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができます。

【保護者等への情報提供】 [必要あり] ⇒ ① ⑤
 [状況に応じて判断] ⇒ ② ④ ⑥ ⑧
 [必要なし] ⇒ ③ ⑦

【用語説明（P30～P31）】

※ 「感染の疑い」とは、本人に概ね37.5℃以上の発熱や呼吸器症状などが認められる場合をいう。

※ 「PCR検査等」とは、PCR検査や抗原検査など、新型コロナウイルスの感染の有無を判定するための検査をいう。

新型コロナウイルス感染症発生時等の対応（簡易版）

【B 子ども・保育士等の同居の家族等】

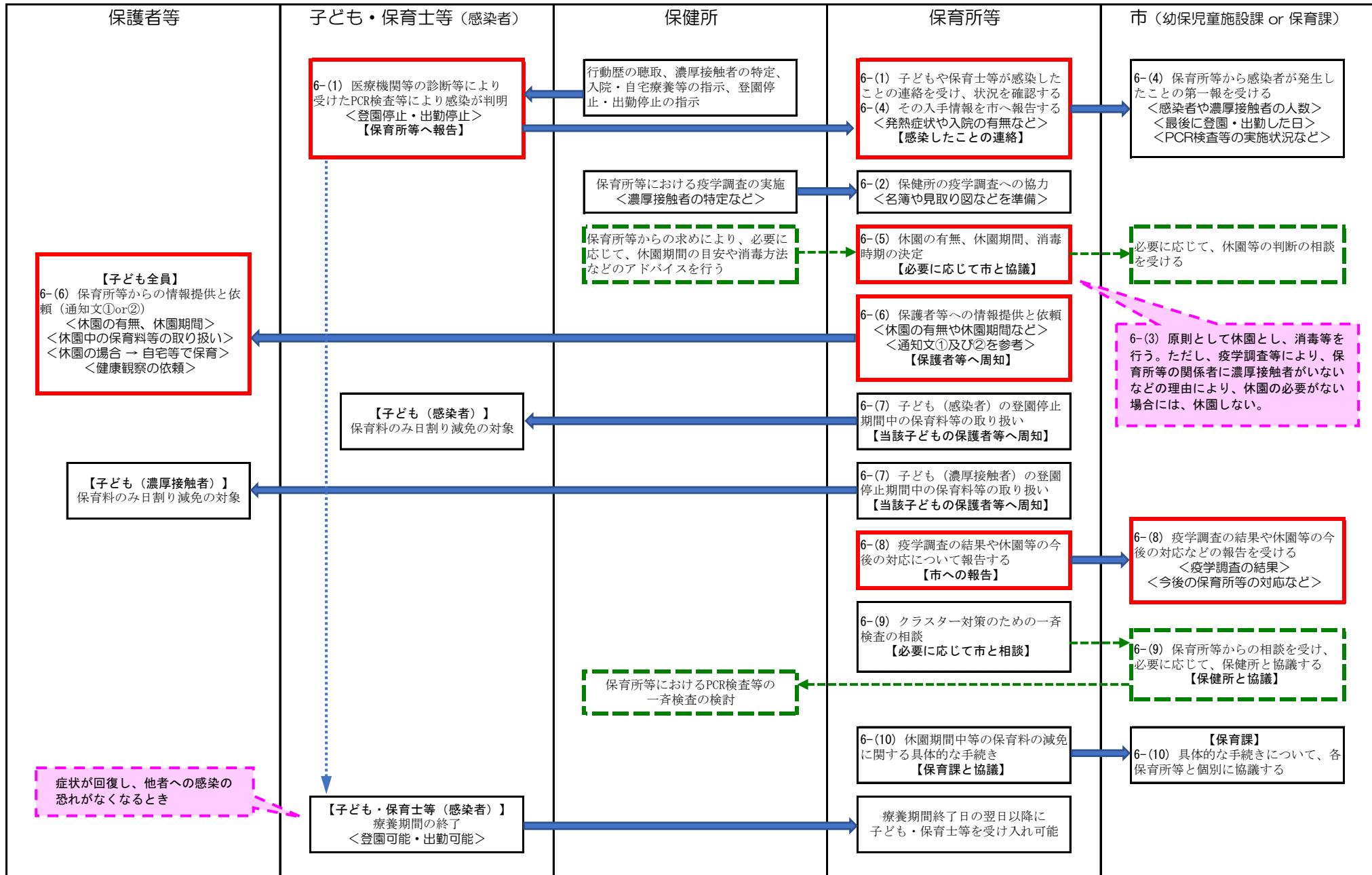
No.2

対象	感染の状況		No.	市への報告	対応	保育料の日割り減免の対象期間
子どもの同居の家族等	感染		⑨	必要	◇当該子どもは、当該同居の家族等の感染が判明した日（当該子どもが濃厚接触者に特定された日）から当該子どもの健康観察期間終了日まで登園を行わない。 ◇当該同居の家族等は、療養期間終了日まで、当該子どもの送迎を行わない。	[当該子ども] 同居の家族等の感染が判明した日から当該子どもの健康観察期間終了日まで 【注3】
	濃厚接触		⑩	必要	◇保育所等は、当該子どもに対して、当該同居の家族等が濃厚接触者に特定された日からPCR検査等の結果が出る日まで、必要に応じて、登園自粛を求めることができる。 ◇当該同居の家族等は、健康観察期間終了日まで、当該子どもの送迎を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑨～ ⇒ 検査結果が陰性の場合 → 当該子どもの登園可能	原則なし 【注3】
	発熱等による感染の疑い		⑪	不要	◇当該同居の家族等は、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで、当該子どもの送迎を行わない。 ⇒ PCR検査等を受けることになった場合 → ⑫～	なし
	PCR検査等の実施決定		⑫	必要	◇保育所等は、当該子どもに対して、当該同居の家族等がPCR検査等を受けることが決まった日から検査結果が出る日まで、必要に応じて、登園自粛を求めることができる。 ◇当該同居の家族等は、検査結果が出る日まで、当該子どもの送迎を行わない。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑨～ ⇒ 検査結果が陰性の場合、解熱後24時間が経過し、呼吸器症状が改善していれば、当該子どもの送迎を行って差し支えない。	原則なし 【注3】
保育士等の同居の家族等	感染		⑬	必要	◇当該保育士等は、当該同居の家族等の感染が判明した日（当該保育士等が濃厚接触者に特定された日）から当該保育士等の健康観察期間終了日まで出勤を行わない。	—
	濃厚接触		⑭	必要	◇保育所等は、当該保育士等に対して、当該同居の家族等が濃厚接触者に特定された日からPCR検査等の結果が出る日まで、必要に応じて、出勤自粛を求めることができる。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑬～ ⇒ 検査結果が陰性の場合 → 当該保育士等の出勤可能	—
	発熱等による感染の疑い		⑮	不要	◇当該同居の家族等は、解熱後24時間経過し、呼吸器症状が改善するまで、自宅等にて健康観察を行う。 ⇒ PCR検査等を受けることになった場合 → ⑯～	—
	PCR検査等の実施決定		⑯	必要	◇保育所等は、当該保育士等に対して、当該同居の家族等がPCR検査等を受けることが決まった日から検査結果が出る日まで、必要に応じて、出勤自粲を求めることができる。 ⇒ 検査結果が陽性の場合 → ⑬～ ⇒ 検査結果が陰性の場合 → 当該保育士等の出勤可能	—

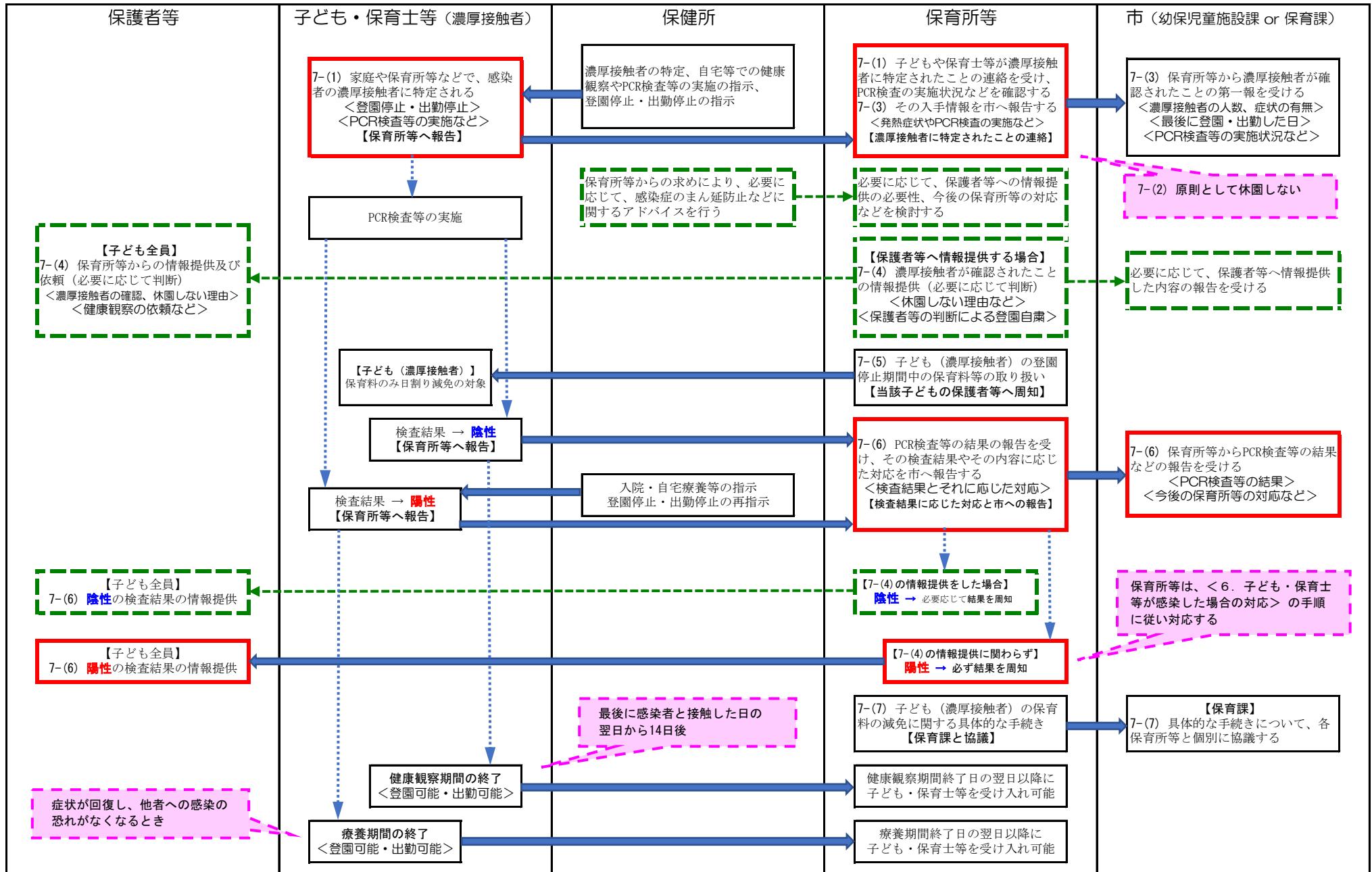
【注3】 当該子どもが、同居の家族等（感染者）の濃厚接触者に特定される可能性があるなどの理由により、感染拡大防止のため、同居の家族等の感染が判明した（⑩及び⑫により感染が判明した場合を含む）日前に登園を行わなかった期間がある場合には、当該期間も含めて保育料の日割り減免の対象とすることができる。

【保護者等への情報提供】 [状況に応じて判断] ⇒ ⑨ ⑬
 [原則として、必要なし] ⇒ ⑩ ⑫ ⑭ ⑯
 [必要なし] ⇒ ⑪ ⑮

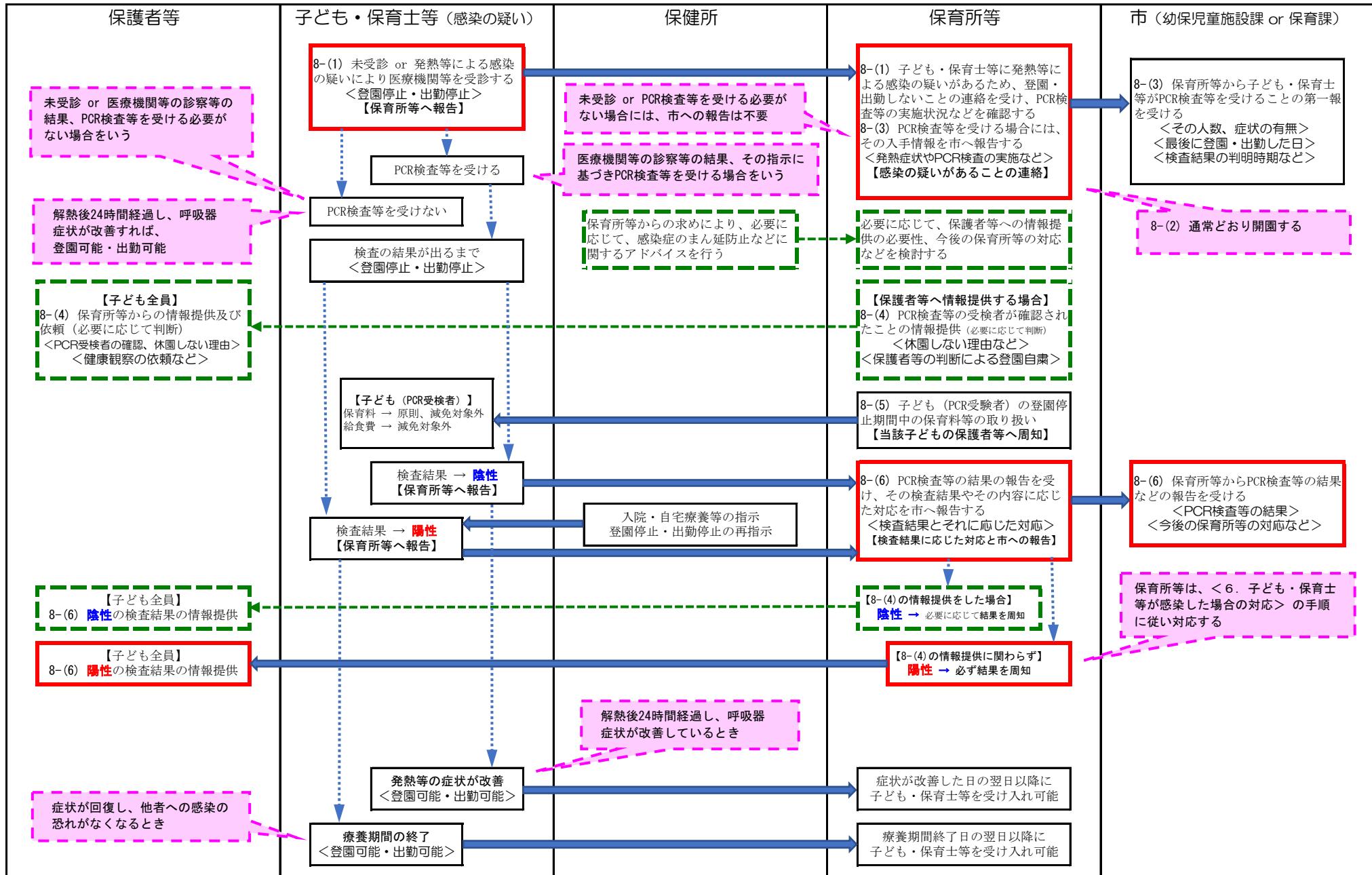
6. 子ども・保育士等が感染した場合の対応（フロー） P9～P12



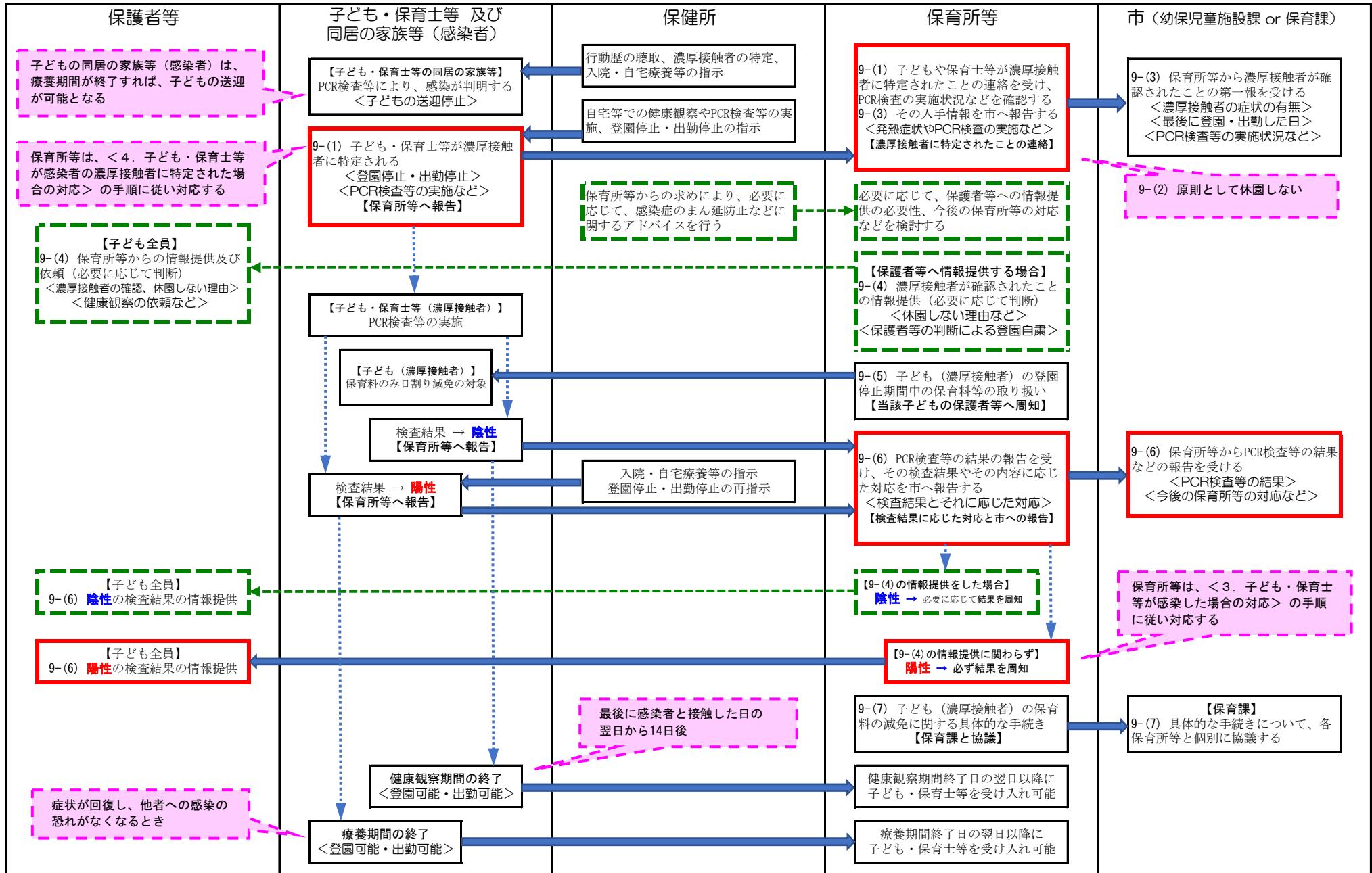
7. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応（フロー） P13～P16



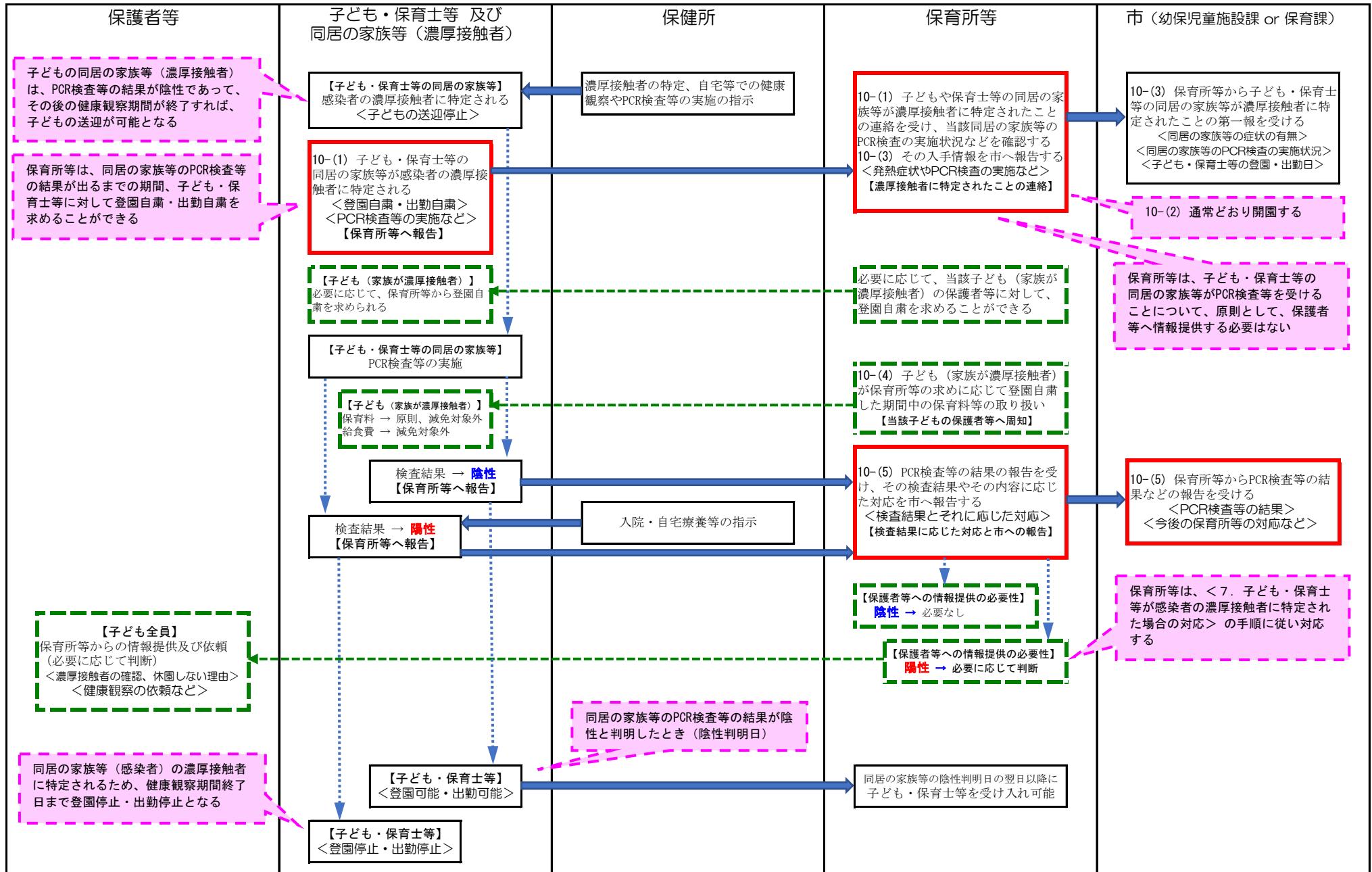
8. 子ども・保育士等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応（フロー） P17～P20



9. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染した場合の対応（フロー） P21～P22



10. 子ども・保育士等の同居の家族等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応（フロー） P23～P24



11. 子ども・保育士等の同居の家族等に発熱等による感染の疑いがある場合（濃厚接触者である場合を除く）の対応（フロー） P25～P27

